

市職員の給与等についてお知らせします

人事課

055-934-4707

市の人事行政の公平性・透明性を高めるため、職員数や給与、勤務条件等についてお知らせします(平成28年4月1日現在)。なお、詳細は市ホームページで公開していますのでご覧下さい。



広報ぬまづ

検索

■給与・定員管理等について

1 給与の状況

①職員給与費(平成27年度決算)

職員数	給料	職員手当	期末勤務手当	合計	1人当たり
1,327人	50億 2,404万円	14億 1,971万円	19億 8,023万円	84億 2,398万円	635万円

②平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	39.8歳	315,667円	413,782円

※「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における職員の基本給の平均です。「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる時間外勤務手当、扶養手当等の諸手当の額を合計したものです。

③初任給

区分	沼津市	国
一般行政職	大学卒 183,300円	総合職：181,200円 一般職：176,700円
高校卒	149,000円	144,600円

④経験年数別の一般行政職(大学卒)平均給料月額

10年	20年	25年	30年
255,775円	366,015円	390,670円	409,759円

⑤各種手当

区分	期末手当	勤務手当	合計
6・12月期	2.60ヶ月分	1.60ヶ月分	4.20ヶ月分

イ 退職手当

区分	自己都合	応募認定・定年
最高限度	49.59ヶ月分	49.59ヶ月分

※平成28年度末における月数です。

ウ 地域手当(平成27年度決算額)

支給率	1人当たり平均支給年額
6%	23万6千円

エ 特殊勤務手当(平成27年度決算額)

種類	1人当たり平均支給年額
14種類	10万5千円

オ 時間外勤務手当(平成27年度決算額)

支給総額	1人当たり平均支給年額
4億8,987万円	41万円

カ その他の手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当等

⑥特別職の給料等

区分	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
給料・報酬 月額	100万 5千円	80万円 5千円	72万 60万円	53万 7千円	49万 3千円	
期末手当(平成 27年度支給割合)		6・12月期	4.20ヶ月分			

◆市債と企業債の状況

市債とは、学校や道路等、後世にわたって使用するものを建設するためなどに、国や銀行から長期に借り入れる資金(借金)のことです。市債には、一度に多額の出費を必要とする事業の財源を確保し、その返済を長期間分割することで、市の財政負担を均一にし、世代間の住民負担を公平にするという役割も果たしています。

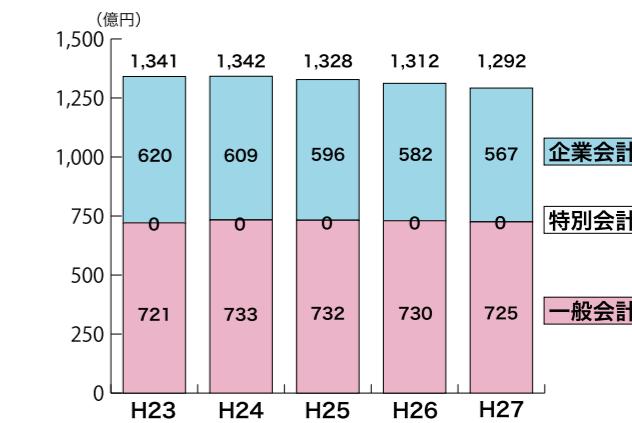
また、企業債とは、病院事業や水道事業、下水道事業の運営に必要な設備投資のための借入金で、医療費や水道料などの収入で返済します。

●市債・企業債等残高(平成27年度末現在)

市債	一般会計	725億1,933万円
	特別会計	0円
	合計 (1人当たり)	725億1,933万円 (36万2,776円)
企業債	病院事業会計	37億4,498万円
	水道事業会計	114億4,050万円
	下水道事業会計	414億4,898万円
	合計 (1人当たり)	566億3,446万円 (28万3,313円)

※1人当たりの数値は、平成28年3月末日現在の人口(199,901人)で割り出しています。

●市債・企業債等残高の推移



◆健全化判断比率等から見た沼津

健全化判断比率とは、地方公共団体の財政の健全性を判断するための比率で「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つがあります。

この4つの比率を早期健全化基準(財政上のイエローカード)、財政再生基準(財政上のレッドカード)と比較し、基準を上回ると健全化計画の策定などが必要になります。資金不足比率は、企業会計の健全性を判断する比率で、経営健全化基準を上回ると経営状態が悪いと判定されます。

沼津市は下記のとおり、すべての比率において基準を上回るものはありません。

●健全化判断比率等

	沼津市			平成27年度		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	県内23市平均	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率(%)				-	11.43	20.00
連結実質赤字比率(%)				-	16.43	30.00
実質公債費比率(%)	6.8	5.7	5.0	7.7	25.0	35.0
将来負担比率(%)	64.1	47.7	39.0	35.9	350.0	-

※県内23市平均の数値は、平成28年9月時点での暫定値です。

●資金不足比率

	資金不足比率(%)		
	平成25年度	平成26年度	平成27年度
経営健全化基準	20.0		
病院事業会計	資金不足額なし	0.6	資金不足額なし

団体と判定され、国や県の指導の下、財政再生計画を取り組む。

▶財政再生基準…将来負担比率を除く3つの比率のうち1つでもこの基準を超えた場合、財政の再生が必要な財政再生団体と判断され、国の強い指導の下、財政再生計画を策定し、国等の関与や制約を受けながら健全化に取り組む。

▶資金不足比率…企業会計の資金不足を料金収入の規模と比較し数値化したもので、この数値が高いほど経営状態の悪化を示す。

▶経営健全化基準…資金不足比率がこの基準を超えた場合、経営健全化団体と判定され、国や県の指導の下、経営健全化計画を策定し健全化に取り組む。